行政 information

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します

■臨時福祉給付金とは

４月から消費税率が８％へ引き上げられることに伴い、所得の低い人の負担を軽減するため、暫定的・臨時的な措置として支給するものです。

【支給対象者】

平成26年度分の市民税均等割(※１)が非課税の人

（市民税が課税されている人に扶養されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合(※２)などは、対象になりません）

※１：平成25年中の所得や扶養状況などに基づき６月以降に額が決定する税金です。

※２：生活保護の被保護者については、４月に消費税率が引き上げられることによる負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定が行われる予定です。

【給付額】

○給付対象者１人につき１万円

○給付対象者の中で次の公的年金や手当を受けている人は５千円を加算

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当など

※児童手当は加算対象ではありません。

問 福祉・子育て臨時給付金室（臨時福祉給付金担当）
☎65－6528

■子育て世帯臨時特例給付金とは

消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から支給するものです。

【支給対象者】

平成26年１月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者で、かつ平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

【対象児童】

平成26年１月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童です。

※臨時福祉給付金の対象者および生活保護の受給者は、対象になりません。

【給付額】

○対象児童１人につき１万円

問 福祉・子育て臨時給付金室（子育て世帯臨時特例給付金担当）
☎65－6554

【申請手続】 各給付金共通

- 申請は、平成26年１月１日現在、住民登録している市町村で行ってください。
- 給付対象と見込まれる人に対し、案内チラシ・申請書類一式を７月以降に送付する予定です。
- ７月下旬から申請書の受付を開始する予定です。

◎申請・支給の方法などについては、内容が決まり次第、広報ながはま・市ホームページでお知らせします。

給付金を装った詐欺にご注意ください！

給付金に関して次のようなことは絶対にありません。

- 市や国・県職員（以下、市職員等）などがＡＴＭ（現金自動支払機）の操作をお願いすること。
- ＡＴＭを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと。
- 市職員等が、給付金のために手数料などの振込を求めること。
- 現時点で、市職員等が、皆さんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会すること

◎市や厚生労働省の職員を語った電話があったり、郵便が届いた場合は、迷わず福祉・子育て臨時給付金室や最寄りの警察署（または警察相談専用電話〈＃9110〉）に連絡してください。

行政 information

市立長浜病院職員を募集します

問 市立長浜病院総務課（☎68－2324）

職　種	採用予定人員	受験資格	試験日
看護師・助産師	30人程度	昭和49年４月２日以降に生まれ、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による看護師の免許を有する人（平成27年7月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む）で、市内または近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられ、交替勤務のできる人	第１回試験　７月26日（土） 第２回試験　８月　２日（土） 第３回試験　８月　９日（土） ※いずれも受付 9時30分～
薬剤師	若干名	昭和59年４月２日以降に生まれ、薬剤師法（昭和35年法律第146号）による薬剤師の免許を有する人（平成27年７月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む）で、当直が可能な人	５月17日（土） ※受付 8時30分～

【申込受付期限】 当日消印有効

○看護師・助産師：７月18日（金）　○薬剤師：５月９日（金）

【試験会場】 市立長浜病院

受験申込書は市立長浜病院総務課にあります。

受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「○○職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（120円切手を貼付して宛先・郵便番号明記）を同封して、右記まで送付してください。

問合せ・申込先

長浜市職員選考委員会
<市立長浜病院事務局総務課内>
〒526-8580　大戌亥町313番地
（☎68－2324〈直通〉）

行政 information

指定管理者選定委員を募集します

問 行政経営改革室（☎65－6702）

公共施設の管理運営を行う指定管理者を選定するための市民委員を募集します。

【募集人数】 ２人

【応募資格】

次の全てを満たす人

①市内在住の満18歳以上の人（４月１日現在）

②国・地方公共団体の議員または常勤の公務員でない人

③平日の日中に開催する委員会に出席できる人

【応募方法】

所定の応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、ＦＡＸまたはＥメールで応募してください。

※応募用紙は、行政経営改革室にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

【募集期間】 ４月１日（火）～18日（金）

※当日消印有効

応募先

行政経営改革室
〈本館２階〉
〒526-8501
高田町12番34号
FAX 63－4111
E-mail gyoukaku@city.nagahama.lg.jp

行政 information

固定資産評価額がご覧になれます

問 税務課（☎65－6523）

平成26年度固定資産評価額を決定しました。

今回新たに決定したものは、昨年中に地価が下落した宅地比準地（宅地、雑種地等）や現況に変更があった土地、完成した新増築家屋などです。

これらの固定資産の平成26年度評価額を記載した「土地価格等縦覧帳簿」、「家屋価格等縦覧帳簿」を無料でご覧いただけます。

【期　間】 ４月１日（火）～６月２日（月）
８時30分～17時15分
※土日祝日を除く。（木曜日は、本庁・北部振興局および浅井支所のみ19時まで）

【場　所】 税務課（別館１階）、北部振興局福祉生活課および各支所

【縦覧できる人】

- 市の固定資産税納税者
- 納税者と同一世帯の人
- 納税者の委任を受けた人（委任状が必要）

【持ち物】 本人確認のできるもの（運転免許証、保険証等）

※土地の固定資産税の納税者は「土地価格等縦覧帳簿」のみ、家屋の固定資産税の納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」のみご覧いただけます。

※市内に土地や家屋を所有している人は、５月中旬に送付する課税明細書でも確認いただけます。